

# 児童発達支援・放課後等デイサービス

## 業務継続計画（BCP） 感染対策委員会 安全計画

神戸市福祉局監査指導部



### 業務継続計画（BCP）

神戸市福祉局（監査指導部）



#### 義務化される業務継続計画（BCP）

障害児通所支援サービスは、子どもやその家族等の生活に欠かせないものであり、自然災害や感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

こうした観点から、令和3年の運営基準の改正時に、全ての障害福祉サービス等事業者に業務継続計画の策定や訓練・研修の実施等が義務付けられました。

3年間の経過措置（準備期間）が設けられていますが、令和6年度から正式に義務化されますので、3月末までに計画を策定する必要があります。

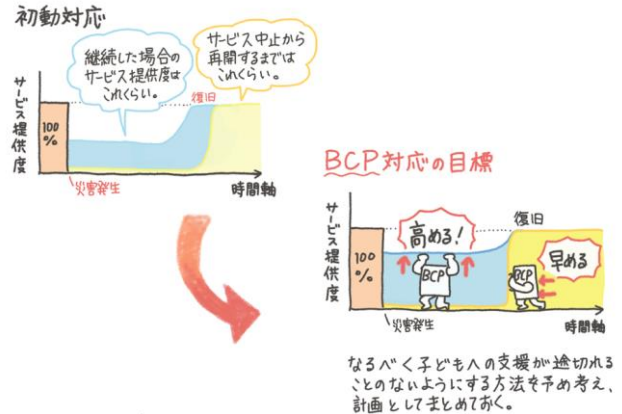
## 業務継続計画（BCP）

神戸市福祉局（監査指導部）

### 業務継続計画（BCP）とは

大地震等の自然災害や感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことです。

BCP（ビー・シー・ピー）は、Business Continuity Planの略称です。



3

## 業務継続計画（BCP）

神戸市福祉局（監査指導部）

### BCPに盛り込むべき内容

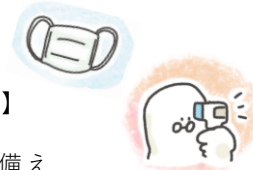
#### 【自然災害の場合】



- 平常時の対応
  - 建物や設備の安全対策
  - 電気や水道などが停止した場合の対策
  - 必需品の備蓄など
- 緊急時の対応
  - BCPを発動する基準
  - BCPを発動した場合の対応体制など
- 他施設や地域との連携

全員の安全確保が最優先

#### 【感染症の場合】



- 平時からの備え
  - 体制の整備
  - 感染防止に向けた取組の実施
  - 備蓄品の確保など
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立
  - 保健所との連携
  - 濃厚接触者への対応
  - 関係者との情報共有など



4

## 業務継続計画（BCP）

神戸市福祉局（監査指導部）

### 重要な取組事例

- 担当者を決めておく（誰が、いつ、何をするか）
- 連絡先を予め整理しておく（緊急連絡体制）
- 必要な物資を準備しておく（何をどれだけ備蓄するか）



- 事業所内での共有
- 定期的な研修・訓練の実施
- 定期的な見直し（必要に応じ変更）



5

## 業務継続計画（BCP）

神戸市福祉局（監査指導部）

### 周知・研修・訓練

記録を忘れずに!!

- 周知…みんなで共有！
- 研修…定期的に年1回以上！
- 訓練（シミュレーション）…定期的に年1回以上！
  - ・事業所内の役割分担の確認
  - ・利用者への支援を継続できる場合を想定して、その際実践する支援の演習



- 見直しも定期的に！



6

## 感染対策

神戸市福祉局（監査指導部）

### 義務化される感染対策委員会の設置と感染対策指針の策定（令和6年4月1日から）

感染対策委員会の設置と感染対策指針の策定は、令和3年の運営基準の改正時に新たに定められました。

令和6年度になると正式に義務化されますので、それぞれについて3月末までに対応して下さい。

〔補：運営基準における表記〕

感染対策委員会

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の略称  
感染対策指針

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」の略称

7

## 感染対策

神戸市福祉局（監査指導部）

### 感染対策委員会



- ・幅広い職種の人で構成する
- ・構成メンバーの責務や役割分担を明確にする
- ・専任の「感染対策担当者」を決めておく  
（できれば看護師）
- ・概ね3月に1回以上、定期的で開催する  
（感染症が流行する時期などは必要に応じて開催）
- ・他の委員会から独立して設置・運営する



8

## 感染対策

神戸市福祉局（監査指導部）

### 感染対策指針に規定しておく内容

- 平常時の対策
  - ・衛生管理～環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等
  - ・日常の支援にかかる感染対策～予防策（血液や排せつ物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときの取り決め）、手洗いの基本、感染や食中毒を早期に発見するための日常の観察項目など
- 発生時の対応
  - ・発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関（医療機関や保健所、市の関係部署）との連携、医療処置、行政への報告など
- 体制の整備
  - ・発生時における事業所内の連絡体制の整備、関係機関（医療機関や保健所、市の関係部署）への連絡体制の整備

9

## 感染対策

神戸市福祉局（監査指導部）

### 感染対策指針に規定しておく内容〔続き〕

厚生労働省の

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル〔通所施設〕」も参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225\\_tuusyo-2\\_s.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf)

### 研修・訓練

感染症の予防及びまん延防止の防止のための研修と訓練（シミュレーション）を定期的に**年2回**以上実施する必要があります。

記録を忘れずに!!



10

## 安全計画

神戸市福祉局（監査指導部）

### 義務化される安全計画の作成（令和6年4月1日から）

安全計画は、令和3年の運営基準の改正時に新たに定められました。  
新年度になる正式に義務化されますので、3月末までに作成して下さい。

作成に当たっては、令和5年7月14日付の障害者支援課メール

『【事務連絡】障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等』を参照してください。



11

## 安全計画

神戸市福祉局（監査指導部）

### 計画の主な内容の例（参考）

たとえば、次の項目について定期的実施することを明確にしておくといいいでしょう。

- ・ 1年を通して点検すべき事項などを整理する（リストアップ）。
- ・ 実施漏れが生じないように、何月に何をやるかの計画を作成する。

設備点検～水回り、熱源、電源、防火・防犯設備、事務機器、用具

訓練～災害発生時の避難、事故発生時の対応

（119番・緊急連絡...）、等

その他～公園など施設外に出かける際の安全確認、等



12